

島根半島・宍道湖中海ジオパークの学校におけるジオパーク授業

バス借上料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会の交付する島根半島・宍道湖中海ジオパークの学校におけるジオパーク授業バス借上料補助金については、松江市補助金交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）の規定に準ずるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額、補助事業対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	島根半島・宍道湖中海ジオパークの学校におけるジオパーク授業バス借上料補助金
補助金交付の目的	松江市及び出雲市管内の学校におけるジオパーク授業への活動支援を目的とする。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	ジオパーク授業におけるバスの借上料で会長が認めるもの。 1 松江市においては松江ビジターセンターかジオサイトの現地へ赴くこと。出雲市においては日御碕ビジターセンターかジオサイトの現地へ赴くこと。 2 小学 5 年生の「流れる川と土地」の課外授業において、「意宇川」か「斐伊川」に赴くこと。
交付の率又は金額	補助金交付の対象である事業に要する経費の合計額（個人負担金などがある場合はそれを控除した額）で、1 校につき 1 年あたり 250 千円を上限とし、申請は年 1 回とする。
補助事業者の範囲	島根半島・宍道湖中海ジオパークに関連する活動を行う、松江市・出雲市の学校。
終期	令和 3 年 3 月 31 日

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、島根半島・宍道湖中海ジオパークの学校におけるジオパーク授業バス借上料補助金事業計画書兼申請書を、会長に提出しなければならない。

(着手届、完了届の省略)

第 4 条 規則第 11 条に規定する着手届及び完了届の提出については、これを省略することができる。

(実績報告)

第 5 条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき（補助事業等の中止または廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から速やかに補助事業等の実施状況を記載した島根半島・宍道湖中海ジオパークの学校におけるジオパーク授業バス借上料補助金報告書兼請求書に会長が定める書類を添えて提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第 6 条 要綱の規定に基づいて会長に提出する書類は 1 部とする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（補助対象範囲の改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。